

役員及び評議員の報酬等規程

平成26年9月26日
規則 2 号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人河原学園の役員及び評議員の報酬及び日当、旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬月額は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 理事 | 支給しない |
| (2) 監事 (非常勤) | 5万円 |
| 監事 (常勤) | 50～100万円 |
| (3) 評議員 | 支給しない |

(日当及び旅費)

第3条 役員及び評議員の会議出席の日当は次のとおりとし、その都度支給する。ただし、いずれも学校法人河原学園の職員の身分を有するものを除く。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 理事 | 1万円 (源泉所得税を除く) |
| (2) 監事 | 支給しない |
| (3) 評議員 | 1万円 (源泉所得税を除く) |

2 役員及び評議員が、会議出席の他、役員及び評議員としての職務に際して負担する旅費については、その都度実費を支給する。

(雑則)

第4条 この規程の施行について、この他に必要な事項がある場合には、理事長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成26年9月26日から施行する。
- 2 「学校法人河原学園役員報酬規程」(平成26年4月1日施行)は廃止する。

付 則

- 1 この規程は、理事会承認の日(令和元年12月20日)から施行する。